

## 旭川市有料老人ホーム立入検査等実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）（以下「法」という。）第29条第1項に規定する有料老人ホームに対して、旭川市が実施する立入検査及び集団指導（以下「立入検査等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

#### 第2条

##### 1 立入検査

立入検査は、法、「旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針」及びその他関係法令（以下「関係法令等」という。）で定める事項の実施状況について、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、有料老人ホームの適正な運営及びサービスの質の確保並びに入居者保護を図ることを目的とする。

##### 2 集団指導

集団指導は、関係法令等の改正事項の周知等を通して、有料老人ホームの適正な運営及びサービスの質の確保並びに入居者保護を図ることを目的とする。

### (立入検査等の対象)

第3条 この要綱に基づく立入検査等の対象は、法第29条第1項に規定する有料老人ホームを設置運営する事業者（以下「事業者」という。）とする。

### (立入検査の形態)

#### 第4条

##### 1 一般立入検査

一般立入検査は、毎年度定める実施計画により行うものとし、原則として3年に1回実施するものとする。

なお、実地での一般立入検査を原則とするが、実地によりがたい場合においては書面又は来庁等により一般立入検査を行うことができるものとする。

##### 2 特別立入検査

特別立入検査は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 有料老人ホームの運営及びサービス等が著しく適正を欠き、当該施設の入居者の利益に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 入居者処遇に関する通報、苦情等又は定期報告書類の確認結果等で、入居者の保護のため必要があると認められるとき。
- (3) 死亡事故等の重大事故が発生した場合であって、特に必要と認められるとき。

(立入検査体制)

第5条 立入検査は、2名以上の職員（うち1名は係長職以上）により実施することを原則とする。

(立入検査の実施方法)

第6条 立入検査の実施方法は次のとおりとする。

1 一般立入検査

(1) 立入検査通知

実施計画に基づき、検査対象となる有料老人ホームの設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）に対して、検査の根拠規定、実施日時、場所、検査対象者、準備すべき書類等を文書により、立入検査当日のおおむね1か月前までに通知する。

(2) 立入検査実施方法

立入検査は、実地により施設・設備の状況及び関係書類等を確認し、関係者に面談する方式で行う。

2 特別立入検査

(1) 特別立入検査通知

特別立入検査は、一般立入検査に準じて、あらかじめ文書で通知することにより行う。ただし、急を要する等、検査の目的と効果を勘案し、必要と認められる場合は、事前に通知することなく検査の開始時に現場において、文書を交付するなどの方法により行うことができる。

(2) 特別立入検査実施方法

特別立入検査は、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ重点項目を定めて実施する。なお、必要に応じ関係行政職員等による検査班を編成し、実施することができるものとする。

(検査の留意点)

第7条 立入検査は、公平不偏かつ懇切丁寧を旨とし、指導援助的態度で実施し、関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとする。

2 立入検査の過程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう配慮し、相互信頼を基礎として十分意見交換を行い、一方的判断を押しつけることのないように留意するものとする。

3 事実認定及び事務処理の判定については、法的根拠等を明確にして行うものとする。

(講評)

第8条 検査職員は、一般検査終了後、有料老人ホームの設置者等及び関係職員に対し、その結果について、是正又は改善を要する事項を指摘するのみならず、改善方法を示す等、より効果的な指導及び助言を行うため、講評を行うものとする。

(検査結果の通知)

第9条 立入検査の結果については、検査実施後おおむね60日以内に、文書により検査結果を通知す

るものとする。

(改善状況報告書の提出)

第10条 前条の規定により文書で改善すべき事項を指摘した場合には、結果通知に示す期限までに、改善状況報告書（別紙様式）により報告を行うよう求めるものとする。

(改善命令)

第11条 特別立入検査の結果、入居者の処遇に関し不当な行為をし、若しくはその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるとき、又は法第29条第13項に規定する検査の実施により改善を要すると認められた事項について、度重なる指導にも関わらず改善されないときは、その事情を十分検証した上で、必要に応じ、法第29条第15項の規定に基づき改善に必要な措置をとるべきことを命じるなど厳正に対処するものとする。

(事業の制限又は停止命令)

第12条 設置者が前項に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命じることができる。

(公示)

第13条 法第29条第15項及び16項の規定による命令をした場合は、その旨を同条第17項の規定に基づき公示する。

(集団指導)

第14条 集団指導は、必要に応じて、事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により実施することができる。

#### 2 集団指導の通知

集団指導は、市内の有料老人ホームの事業者に対して日時、場所、出席者、内容等を文書により通知する。

#### 3 集団指導の内容

集団指導においては、関係法令等の改正事項、有料老人ホームにおけるサービスの取扱い、過去の指導事例等について、事業者に周知・指導を行うものとする。

#### 4 欠席事業者への対応

やむを得ない事情により集団指導に欠席した事業者には、当日使用した必要書類を本市のホームページにて公開する等、必要な情報提供に努めるとともに、必要に応じて立入検査を実施する。

(他の実地指導等との連携)

第15条 必要に応じて、介護保険法に基づく実地指導又は監査等と合同で立入検査等を実施することができるものとする。

(その他)

第16条 立入検査等について、その他必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、平成31年4月15日から適用する。

附則

1 この要綱は、令和2年6月22日から適用する。

附則

1 この要綱は、令和3年11月19日から適用する。